

東日本大震災に関する税制上の追加措置について

(自動車重量税関係)

平成23年12月
国 税 庁

この度の東日本大震災により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

この震災により被災された方については、自動車重量税に関して、パンフレット「自重税01」[「東日本大震災により自動車に被害を受けられた方へ」](#)の措置のほか、新たに次のような税制上の措置が追加されました。

1. 自動車重量税の特例還付の適用対象の拡大(二輪車等の追加)

震災特例法では、既に走行の用に供していた二輪車等を除く自動車が、東日本大震災により被害を受けて滅失、解体又は用途の廃止をした場合に、被災自動車の「所有者」の方に対し、車検残存期間に対応する自動車重量税を還付することとされています。

この度、この特例還付の適用対象の範囲に「**二輪車等**」が追加されました。

新たに特例還付の適用対象となった「二輪車等」とは以下のようなものをいいます。

車 種		具 体 例
検査自動車	小型二輪車	250cc 超の二輪車
	普通自動車、小型自動車 又は検査対象軽自動車	被けん引車
届出軽自動車	検査対象外 軽自動車	二輪車 125cc 超 250cc 以下の二輪車
		その他 被けん引車(検査対象外のもの)

還付申請書の提出先

被災した二輪車等の所有者の方は、**平成25年3月31日まで**の間に、自動車重量税の還付申請書を原則として使用の本拠の位置を管轄する運輸支局(自動車検査登録事務所)又は軽自動車検査協会事務所(以下「運輸支局又は軽自動車検査協会」といいます。)の窓口へ提出してください。

提出に当たっては、永久抹消登録、自動車検査証の返納又は軽自動車届出済証の返納等(以下「永久抹消登録等」といいます。)の手続きが必要となりますので、手続きがお済みでない場合には、運輸支局又は軽自動車検査協会において永久抹消登録等の手続きと還付申請書の提出をあわせて行ってください。

(注) 検査対象軽自動車に該当する被けん引車については、軽自動車検査協会が窓口となります。

還付を受けられる金額

○ 検査自動車の場合

車検のある検査自動車の場合には、納付した自動車重量税額のうち、車検残存期間(平成23年3月11日から自動車検査証の有効期間満了日までの月数)に応じ、以下により計算した金額が還付されます。

$$\text{還付金額} = \text{納付した自動車重量税額} \div \text{車検証の有効期間} \times \text{車検残存期間}$$

※ 車検残存期間が1か月以上あるもの(有効期間満了日が平成23年4月10日以降のもの)が還付対象です。
車検残存期間の計算において、1か月未満の日数は切捨てとなります(例: 1か月と15日 ⇒ 1か月)。

○ 届出軽自動車の場合

車検のない届出軽自動車の場合には、以下の区分に応じた一定の金額が還付されます。

用 途	車 種	還付金額
自家用	二輪車(125cc 超 250cc 以下)	3,150 円
	その他(被けん引車(検査対象外のもの))	6,600 円
営業用	二輪車(125cc 超 250cc 以下)	2,250 円
	その他(被けん引車(検査対象外のもの))	4,200 円

2. 自動車重量税の免税措置の拡大（二輪車等の追加）

震災特例法では、被災自動車の使用者であった方が、**平成23年3月11日から平成26年4月30日までの間に**、買換車両を取得して自動車検査証の交付等を受ける場合には、自動車重量税に係る免税届出書を提出することにより、最初に受ける自動車検査証の交付等に係る自動車重量税を免除することとされています。

この度、この免税措置の適用対象の範囲に「**二輪車等**」が追加され、二輪車等の使用者であった方が新たに二輪車等を買換える場合にも、自動車重量税が免除されることとなりました。

なお、この免税措置は、二輪車等から自動車又は自動車から二輪車等へ買換える場合にも適用を受けることができます。この場合、自動車重量税が免除される二輪車等又は自動車の数は、被災する前に使用していた二輪車等及び自動車の合計台数以下となります。

免税届出書の提出先

被災した二輪車等の使用者であった方は、**平成26年4月30日までの間に**、買換車両の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は軽自動車検査協会の窓口に、自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受ける際に必要な書類とあわせて、自動車重量税に係る免税届出書を提出してください。

既に自動車重量税を納付してしまった場合には

この免税措置の適用を受けることができる買換車両について、既に自動車重量税を納付してしまった場合には、その納付された自動車重量税の還付を受けることができます。

還付を受ける場合には、自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けた運輸支局又は軽自動車検査協会の窓口に「自動車重量税過誤納証明書交付請求書」及び当該買換車両の「自動車検査証」又は「軽自動車届出済証」を提出し「自動車重量税過誤納証明書」の交付を受け、その証明書を住所地の所轄税務署に提出してください。

- 自動車重量税の特例還付及び免税措置の内容や二輪車等の永久抹消登録等の手続について、ご不明な点や更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、以下にお問い合わせください。
【自動車重量税の特例還付及び免税措置の内容】
最寄りの税務署へ（住所地の所轄税務署以外でも、ご相談を受け付けています。）
【二輪車等の永久抹消登録等の手続】
最寄りの運輸支局又は軽自動車検査協会へ
- 国税庁ホームページでは、この震災により被災された方の申告・納税等に関する各種パンフレットや各種手続に使用する様式等を掲載しています。
国税庁ホームページ 【www.nta.go.jp】
このほか、永久抹消登録等の手続については、以下のホームページもご覧ください。
国土交通省ホームページ 【www.mlit.go.jp/jidosha/kensatoroku/inspect.htm】
軽自動車検査協会ホームページ 【www.keikenkyo.or.jp】
- 大変多くの方が還付手続をされることが予想されますので、還付金のお支払いまで時間がかかる場合があります。皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解の程、よろしくお願いいたします。

東日本大震災に係る自動車重量税特例還付及び特例代替免税の対象範囲の拡大について

改正前
(平成23年4月27日施行)

対象範囲

運輸支局等

普通自動車
(被けん引を除く)
小型自動車
(被けん引を除く三輪以上)

小型自動車
(二輪)

軽自動車*1
(検査対象外)

被けん引自動車
(自動車重量税法施行令5条1項に規定するもの以外)

被けん引自動車*2
(自動車重量税法施行令5条1項に規定するもの)

大型特殊自動車*3

軽自動車検査協会

軽自動車
(被けん引を除く検査対象車)

被けん引軽自動車
(自動車重量税法施行令5条1項に規定するもの以外)

被けん引軽自動車*2
(自動車重量税法施行令5条1項に規定するもの)

自治体

小型特殊自動車*4 原動機付自転車*4

改正後
(平成23年12月14日施行)

対象範囲

運輸支局等

普通自動車
(被けん引を除く)
小型自動車
(被けん引を除く三輪以上)

小型自動車
(二輪)

軽自動車*1
(検査対象外)

被けん引自動車
(自動車重量税法施行令5条1項に規定するもの以外)

被けん引自動車*2
(自動車重量税法施行令5条1項に規定するもの)

大型特殊自動車*3

軽自動車検査協会

軽自動車
(被けん引を除く検査対象車)

被けん引軽自動車
(自動車重量税法施行令5条1項に規定するもの以外)

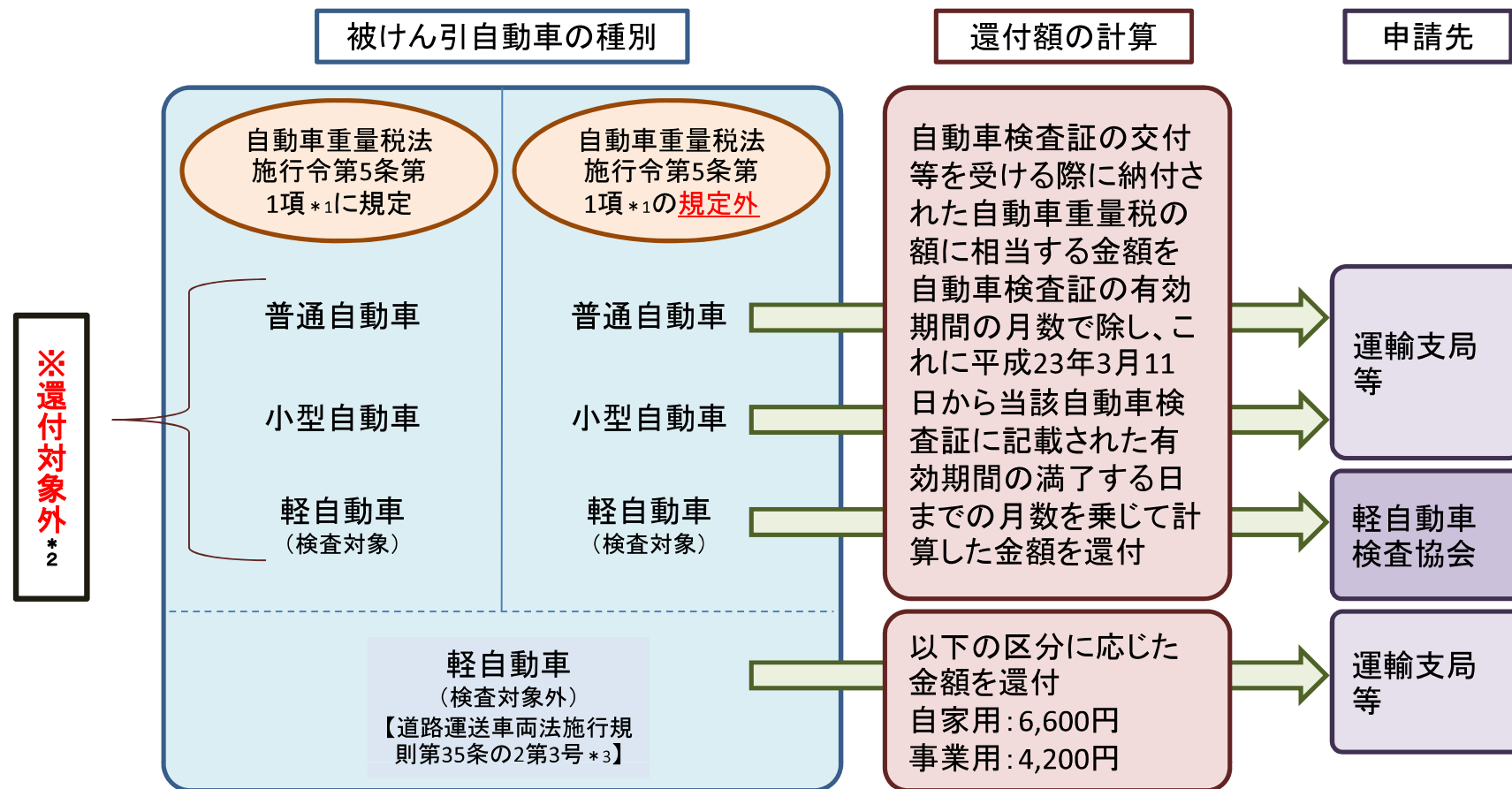
被けん引軽自動車*2
(自動車重量税法施行令5条1項に規定するもの)

自治体

小型特殊自動車*4 原動機付自転車*4

- *1 検査対象外軽自動車には、二輪の軽自動車の他、カタピラ及びそりを有する軽自動車、被けん引自動車である軽自動車(二輪の軽自動車又は小型特殊自動車によりけん引されるものに限る)が含まれる。(道路運送車両法施行規則35条の2)
- *2 当該被けん引自動車は、車検証において当該けん引自動車のみによりけん引されるものであることが明らかにされるものであり、車両総重量の計算上けん引自動車に合算して計算されるため、単体では自動車重量税を課税されない。
- *3 大型特殊自動車の自動車重量税は非課税(自動車重量税法5条1号)
- *4 小型特殊自動車、原動機付自転車は、自動車重量税の課税対象外(自動車重量税法3条)

被けん引自動車の種別及び自動車重量税特例還付の手続きの流れ



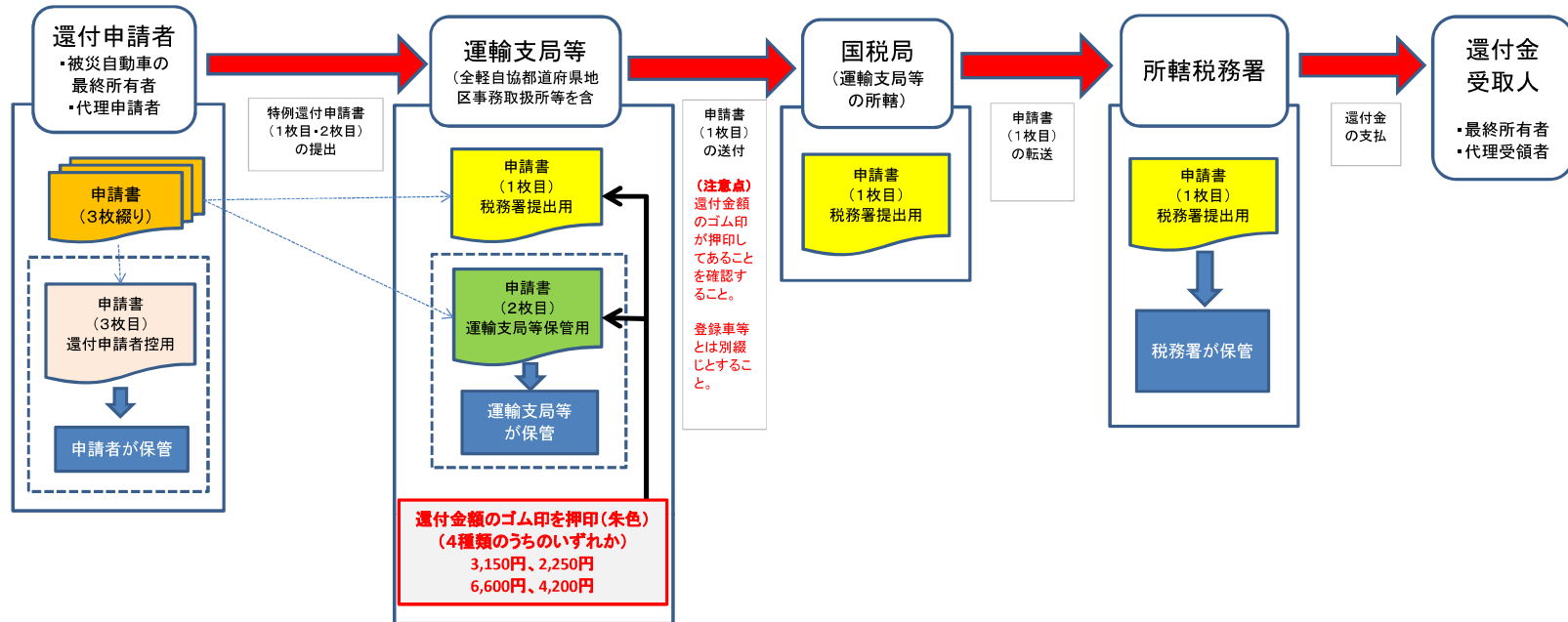
*1 「牽引自動車(その自動車検査証において第五輪荷重が最大積載量と一致するものに限る。)及び被牽引自動車(その自動車検査証において当該牽引自動車のみにより牽引されるものであることが明らかにされるものに限る。)の車両総重量は、当該牽引自動車にあつてはその自動車検査証に記載される車両総重量から第五輪荷重を控除し牽引重量を加えた重量とし、当該被牽引自動車にあつてはないものとする。」

*2 当該被けん引自動車は、*1の規定の通り、車検証において当該けん引自動車のみによりけん引されるものであることが明らかにされるものであり、車両総重量の計算上けん引自動車に合算して計算されるため、単体では自動車重量税を課税されていない。

*3 「被けん引自動車である軽自動車(第一号に掲げる軽自動車(註:二輪の軽自動車)又は小型特殊自動車によりけん引されるものに限る。)」

被災自動車に係る自動車重量税の還付(手続の流れ) ※適用期間:平成25年3月31日までの間

届出軽自動車の重量税還付にかかる取扱い



(運輸支局等(全軽自協都道府県地区事務取扱所等を含む)における作業)

1. 申請者から特例還付申請書の提出があった際の確認作業について

- ①申請自動車について、「車両番号」及び「車台番号」を確認した上で、当該自動車の車両番号台帳に「被災車両」の記載処理がなされていることを確認すること。
(「被災車両」の記載処理がなされていない場合は、罹災証明書又は申請者の申立書に基づき「被災車両」の記載処理を行うこと。)
- ②特例還付申請書の「還付申請者」欄は、申請自動車の軽自動車届出済証の所有者と同一であることを確認すること。
 - ・「還付申請者(所有者)」欄に記載されている「氏名又は名称及び代表者氏名」欄の内容が軽自動車届出済証の最終所有者と一致しているか。
 - ・代理人申請又は代理受領申請の場合は、委任状の確認及び申請書記載内容が一致しているか。
 - ・その他の項目について、記載漏れがないか。
 - ・所有者が死亡している場合、「還付申請者」欄は当該自動車の所有権の相続人が記載されていることから、戸籍謄本により確認すること。

③申請書の1枚目及び2枚目の「運輸支局等收受印」欄に確認印を押印し、「還付を受けようとする金額」欄の余白部分に申請自動車の区分に応じた還付金額のゴム印(4種類のうちのいずれか)を押印(朱色)し1枚目を所轄国税庁送付用として一時保管。2枚目を運輸支局等保管用として保存管理。

(申請書の3枚目を還付申請者が予め切り離していない場合は、3枚目を申請者に返却。)

(委任状又は戸籍謄本の添付がある場合は、本紙を所轄国税局へ(申請書1枚目に添付)。写を運輸支局等で5年間保管(申請書2枚目に添付)。)

2. 国税庁への申請書の送付について

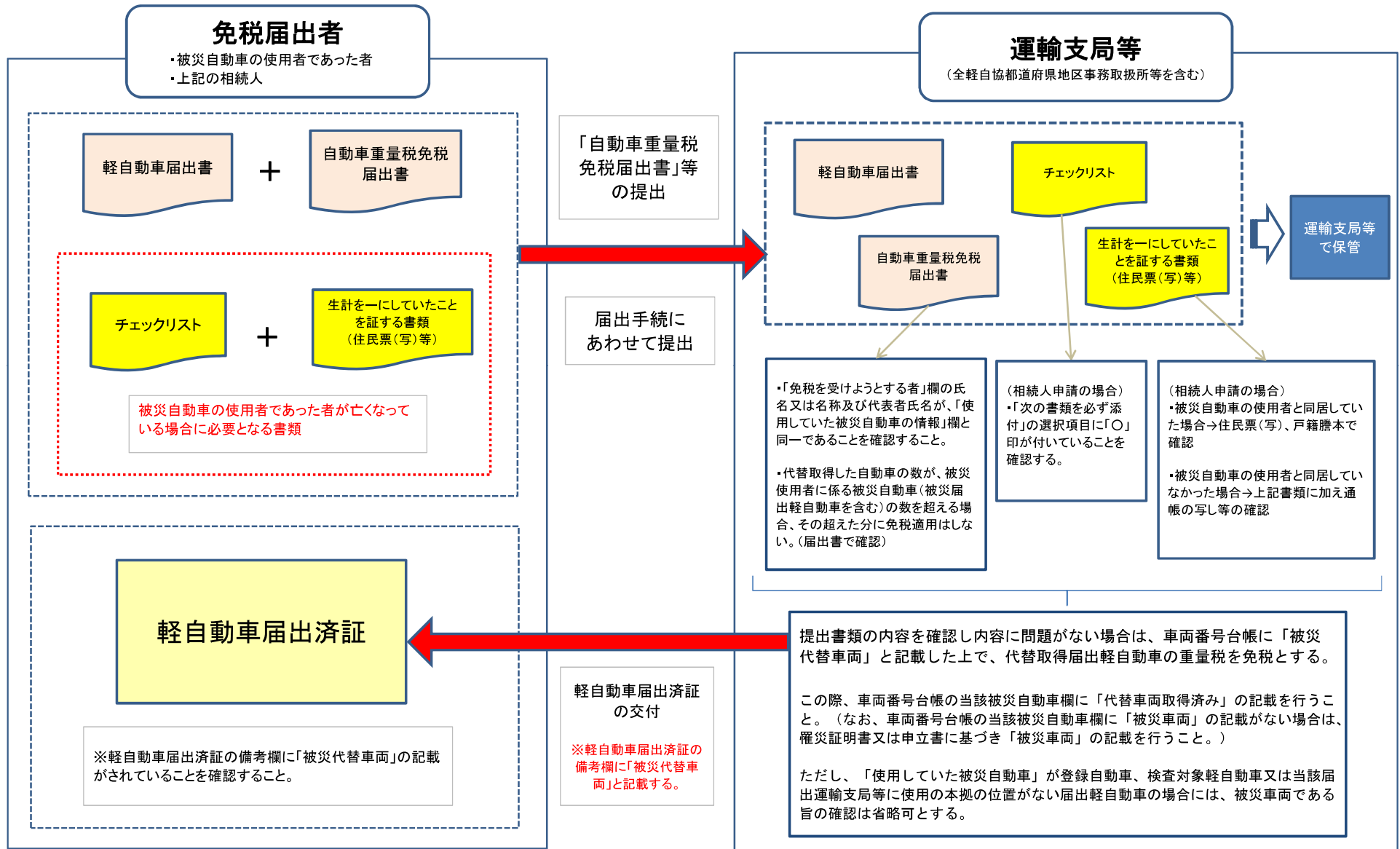
- ①制度導入当初は、週1回(一週間分をまとめて週末に発送)の送付でお願いしたい。(申請件数が落ち着いて来たところで、送付頻度の見直しについて本省自動車情報課と国税庁消費税室とで調整。)
 - ②申請書(1枚目)の送付の流れは、以下のとおりでお願いしたい。(登録自動車及び二輪の小型自動車に係る申請書の送付とは別綴じとすること。)
- (a) 所轄国税局へ、申請書の送付件数をFAXにより連絡する。(〇月〇日送付分、申請書〇通)
 - (b) 週1回(一週間分をまとめて週末に)、所轄国税局あてに申請書を送付する。(郵便書留等による。申請書の送付件数記載の書類((a)のFAX送信したもの)を同封する。)
 - (c) 所轄国税局より、申請書送付元の運輸支局等担当者宛に対し、申請書を受けた旨の連絡が行われる。

※還付申請書の受付処理を全軽自協都道府県地区事務取扱所等において行っている場合における②の処理については、以下のとおりとする。

運輸支局又は自動車検査登録事務所が、全軽自協都道府県地区事務取扱所等から申請書(1枚目)を取り寄せ、(a)及び(b)の手続を行う。(登録自動車及び二輪の小型自動車に係る申請書とは別綴じ処理とする。)

被災自動車の代替取得に係る自動車重量税の免税(手続の流れ) ※適用期間:平成26年4月30日までの間

代替取得車両が届出軽自動車であった場合の重量税免税にかかる取扱い



被災自動車等に係る自動車重量税の特例還付申請書（東日本大震災用）

運輸支局等
収 受 印

平成 年 月 日	還付申請者 (所有者)	(住 所)(〒 -) (電話番号 - -) (フリガナ) (氏名又は名称及び代表者氏名)		税務署長 殿
	同上代理人	(住 所)(〒 -) (電話番号 - -) (フリガナ) (氏名又は名称及び代表者氏名)		
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第45条第1項及び第2項に規定する還付を受けたいので申請します。				
書類送付先	(住 所)(〒 -) (電話番号 - -) ※ 書類の送付先住所が「還付申請者」欄の住所と異なる場合に記載してください。			
現在の連絡先	<input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> その他 ※ 必ず日中に連絡の取れる電話番号を記載してください。			
被災自動車等	自動車登録番号又は車両番号		車 台 番 号	
還付される税金の受取人	<input type="checkbox"/> 還付申請者	(連絡先住所)(〒 -) (電話番号 - -) (フリガナ)		
	<input type="checkbox"/> 代理人	(氏名又は名称及び代表者氏名) ※ 還付される税金の受取人が代理人の場合は記載してください。		
還付の受取場所	銀行 金庫・組合 農協・漁協		本店・支店 出張所 本所・支所	
	預金種類	普通	当座	新税準備
	郵便局名等	記号 番号		口座 番号
還付を受けようとする金額	被災自動車に係る自動車検査証に記載された情報等から法令に基づき計算した額による。			
税務署整理欄 (記載不要)				

※ 運輸支局又は軽自動車検査協会に提出してください。(税務署回付用)

(注意事項)

- 1 太枠内を記載してください。
- 2 「還付申請者」欄には、被災自動車等の所有者の情報を記載してください。
- 3 「還付される税金の受取場所」欄には、還付金を受け取る方の情報を記載してください。
- 4 代理人が還付申請手続を行う場合又は代理人に還付金の受領権限を委任する場合は、委任状の提出が必要となります。

被災自動車等に係る自動車重量税の特例還付申請書（東日本大震災用）

運輸支局等
収 受 印

平成 年 月 日	還付申請者 (所有者)	(住 所)(〒 -) (電話番号 - -) (フリガナ) (氏名又は名称及び代表者氏名)		税務署長 殿	同上代理人	(住 所)(〒 -) (電話番号 - -) (フリガナ) (氏名又は名称及び代表者氏名)	
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第45条第1項及び第2項に規定する還付を受けたいので申請します。							
書類送付先	(住 所)(〒 -) (電話番号 - -) ※ 書類の送付先住所が「還付申請者」欄の住所と異なる場合に記載してください。						
現在の連絡先	<input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> その他 ※ 必ず日中に連絡の取れる電話番号を記載してください。						
被災自動車等	自動車登録番号又は車両番号			車 台 番 号			
還付される税金の受取人	<input type="checkbox"/> 還付申請者 <input type="checkbox"/> 代理人		(連絡先住所)(〒 -) (電話番号 - -) (フリガナ) (氏名又は名称及び代表者氏名)				
	※ 還付される税金の受取人が代理人の場合は記載してください。						
還付の受取場所	銀行 金庫・組合 農協・漁協					本店・支店 出張所 本所・支所	
	預金種類	普通	当座	新標準	貯蓄	口座番号	
	郵便局名等				記号 番号		
還付を受けようとする金額	被災自動車に係る自動車検査証に記載された情報等から法令に基づき計算した額による。						
税務署整理欄 (記載不要)							

※ 運輸支局又は軽自動車検査協会に提出してください。(運輸支局等保管用)

(注意事項)

- 1 太枠内を記載してください。
- 2 「還付申請者」欄には、被災自動車等の所有者の情報を記載してください。
- 3 「還付される税金の受取場所」欄には、還付金を受け取る方の情報を記載してください。
- 4 代理人が還付申請手続を行う場合又は代理人に還付金の受領権限を委任する場合は、委任状の提出が必要となります。

被災自動車等に係る自動車重量税の特例還付申請書（東日本大震災用）

運輸支局等
収 受 印

平成 年 月 日	還付申請者 (所有者)	(住 所)(〒 -) (電話番号 - -) (フリガナ) (氏名又は名称及び代表者氏名)		⑩														
	同上代理人	(住 所)(〒 -) (電話番号 - -) (フリガナ) (氏名又は名称及び代表者氏名)		⑩														
税務署長 殿																		
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第45条第1項及び第2項に規定する還付を受けたいので申請します。																		
書類送付先	(住 所)(〒 -) (電話番号 - -) ※ 書類の送付先住所が「還付申請者」欄の住所と異なる場合に記載してください。																	
現在の連絡先	<input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> その他 ※ 必ず日中に連絡の取れる電話番号を記載してください。																	
被災自動車等	自動車登録番号又は車両番号		車台番号															
還付される税金の受取人	<input type="checkbox"/> 還付申請者	(連絡先住所)(〒 -) (電話番号 - -) (フリガナ)																
	<input type="checkbox"/> 代理人	(氏名又は名称及び代表者氏名)																
※ 還付される税金の受取人が代理人の場合は記載してください。																		
還付の受取場所	銀行 金庫・組合 農協・漁協		本店・支店 出張所 本所・支所															
	預金種類	普通	当座	新税準備	貯蓄	口座番号												
	郵便局名等	記号 番号																
還付を受けようとする金額	被災自動車に係る自動車検査証に記載された情報等から法令に基づき計算した額による。																	
税務署整理欄 (記載不要)																		

還付申請者専用

(この用紙は控用です。)

(注意事項)

- 1 太枠内を記載してください。
- 2 「還付申請者」欄には、被災自動車等の所有者の情報を記載してください。
- 3 「還付される税金の受取場所」欄には、還付金を受け取る方の情報を記載してください。
- 4 代理人が還付申請手続を行う場合又は代理人に還付金の受領権限を委任する場合は、委任状の提出が必要となります。

被災自動車等の買換えに係る自動車重量税免税届出書（東日本大震災用）

運輸支局等
取 受 印

平成 年 月 日 運輸支局長 運輸監理部長 軽自動車検査協会 殿	免税を受けようとする者	(住 所)(〒 -) (電話番号 - -)
		(フリガナ)
		(氏名又は名称及び代表者氏名) ④
		<input type="checkbox"/> 相続人等 ※ 相続人等の方が免税を受けようとする場合、□に「レ」印を付してください。
現在の連絡先	<input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> その他	※ 必ず日中に連絡の取れる電話番号を記載してください。
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第36条第3項の規定に基づく書類を提出します。		
免税を受けようとする自動車の情報	台 数 (A)	台
	所有者の氏名又は名称	
	使用者の氏名又は名称	
	車 台 番 号	
使用していた被災自動車等の情報	台 数	台
	被災自動車等の使用者の氏名又は名称	
	自動車登録番号 (登録自動車)	
	車 両 番 号 (軽自動車)	
	車 台 番 号	

(注意事項)

- 「被災自動車等」とは、東日本大震災を原因として滅失、解体、又は自動車の用途を廃止したものとして、永久抹消登録又は一時抹消登録後の解体等の届出をした「被災自動車」（二輪の小型自動車を含みます。）及び同理由により軽自動車届出済証の返納をした「被災届出軽自動車」（二輪の軽自動車を含みます。）をいいます。
- 「相続人等」には、法人において合併や分割が行われた場合の合併法人や分割承継法人が含まれます。
- 「使用していた被災自動車等の情報」欄に記載がある台数以上の被災自動車等がある場合は、次葉も記載してください。この場合、(A) 欄の台数が次葉 (B) 欄の台数を超えることはできません。
- 普通自動車、バス、トラック等で軽自動車以外の自動車（二輪の小型自動車を含みます。）は「自動車登録番号（登録自動車）」欄に、軽自動車（二輪の軽自動車を含みます。）は「車両番号（軽自動車）」欄に記載してください。
- 大型特殊自動車、小型特殊自動車は本特例の対象外ですので、記載することはできません。

被災自動車等の買換えに係る自動車重量税免税届出書（東日本大震災用）次葉

1 使用していた被災自動車等の情報		
使用者の氏名又は名称		
被災自動車等の台数（①） <small>（登録自動車欄及び軽自動車欄の合計台数）</small>	台	
被災自動車等に係る自動車登録番号又は車両番号及び車台番号		
登録 自動車	自動車登録番号	車台番号
軽 自動車	車両番号	車台番号
2 既に特例を受けて自動車重量税の免税を受けた自動車の情報		
免税を受けた自動車の台数（②） <small>（登録自動車欄及び軽自動車欄の合計台数）</small>	台	
免税を受けた自動車に係る自動車登録番号又は車両番号及び車台番号		
登録 自動車	自動車登録番号	車台番号
軽 自動車	車両番号	車台番号
3 免税を受けられる自動車の台数（B） <small>（B＝①－② 届出書A欄の台数がB欄を超えることはできません。）</small>	台	

（注意事項）

- 1 欄が不足する場合は、適宜の様式に記載して添付してください。
- 2 普通自動車、バス、トラック等で軽自動車以外の自動車（二輪の小型自動車を含みます。）は「登録自動車」欄に、軽自動車（二輪の軽自動車を含みます。）は「軽自動車」欄に記載してください。
- 3 大型特殊自動車、小型特殊自動車は本特例の対象外ですので、記載することはできません。

「被災自動車等に係る自動車重量税の特例還付申請書（東日本大震災用）」記載要領

1 還付申請者（所有者）

この欄には、被災自動車等の所有者を記載します。

(1) 「住所・電話番号」

- ・ 個人の方は、住民票の現住所を記載してください。
- ・ 法人の方は、登記上の本店所在地を記載してください。
- ・ 必ず電話番号を記載してください。

※ 住所の記載に当たり、ビルやマンションなどの共同住宅の場合は部屋番号まで記載してください。

(2) 「氏名又は名称及び代表者氏名」

- ・ 個人の方は、屋号ではなく氏名を記載してください。
- ・ 法人の方は、支店名ではなく登記上の法人名（本店名）を記載してください。

※ 代理人が申請する場合は、還付申請者の押印は不要です。

2 同上代理人

この欄は、還付申請者の委任を受けて代理人が還付申請手続を行う場合に記載します。

※ 代理人が申請する場合は、還付申請者（所有者）が自署及び押印した代理申請の委任状の提出が必要です。

(1) 「住所・電話番号」

- ・ 個人の方は、住民票の現住所を記載してください。
- ・ 法人の方は、登記上の本店所在地を記載してください。
- ・ 必ず電話番号を記載してください。

(2) 「氏名又は名称及び代表者氏名」

- ・ 個人の方は、屋号ではなく氏名を記載してください。
- ・ 法人の方は、支店名ではなく登記上の法人名（本店名）を記載してください。

3 書類送付先

「還付申請者（所有者）」欄に記載した住所に書類を送付しても書類の受取りができない場合に、確実に書類の届く送付先住所を記載してください。

4 現在の連絡先

申請内容についてお問い合わせをすることがありますので、日中、確実に連絡の取れる電話番号（携帯電話など）を必ず記載してください。

代理人が申請する場合は、代理人の連絡先を記載してください。

5 被災自動車等

(1) 「自動車登録番号又は車両番号」

還付を受けようとする被災自動車等のナンバープレートの情報を正確に記載してください。

(2) 「車台番号」

還付を受けようとする被災自動車等の車台番号を正確に記載してください。

6 還付される税金の受取人

(1) 「 還付申請者・代理人」

還付される税金の受取人に応じて、「」に「レ」印を付してください。

※ 代理人が還付金を受領する場合は、還付申請者（所有者）が自署及び押印した代理受領の委任状の提出が必要です。

(2) 「連絡先住所・電話番号」

代理人が還付金を受領する場合に記載します（還付申請者本人が還付金を受領する場合は、記載は不要です。）。

連絡先住所には代理人に対して確実に書類の届く住所を記載してください。

※ 申請内容についてお問い合わせをすることがありますので、必ず電話番号を記載してください。

(3) 「氏名又は名称及び代表者氏名」

代理人が還付金を受領する場合に記載します（還付申請者本人が還付金を受領する場合は、記載は不要です。）。

代理人の氏名又は名称及び代表者氏名を記載してください。

- ・ 個人の方は、屋号ではなく氏名を記載してください。
- ・ 法人の方は、支店名ではなく登記上の法人名（本店名）を記載してください。

7 「還付される税金の受取場所」

振込先の金融機関名、預貯金の種別及び口座番号を正確に記載していただくほか、次の点にご注意ください。

○ 預貯金口座の口座名義について

還付金の振込みに指定できる預貯金口座は、還付金受取人ご本人の口座に限られます。

※ 預貯金口座の名義については、ご本人の氏名又は名称のほかに店名、事務所名などが含まれる場合、振込みできない場合がありますので、ご本人の氏名又は名称のみの口座を指定してください。

また、旧姓のままの名義である場合には、振込みができませんのでご注意ください。

○ 振込先に指定する金融機関について

- ・ 銀行等の口座への振込みを希望する場合

原則として、銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合及び漁業協同組合の預金口座に振込みが可能です。ただし、インターネット専用銀行については、特定の銀行を除いて、還付金の振込みはできませんので、振込みの可否については、取引先のインターネット銀行にお問い合わせください。

- ・ ゆうちょ銀行の口座への振込みを希望する場合

貯金通帳の口座の5桁の「記号」と2桁～8桁の「番号」をつなげた7桁～13桁の記号番号のみを正確に記載してください。

なお、ゆうちょ銀行と他の金融機関との間で使用する振込用の「店名（店番）」「口座番号」は記載しないでください。

また、通帳等の再発行番号（「記号」と「番号」の間に表示される「-2」などの枝番）は、記載しないでください。

「被災自動車等の買換えに係る自動車重量税免税届出書（東日本大震災用）」記載要領

1 免税を受けようとする者

この欄には、被災自動車等の使用者を記載します。

(1) 「住所・電話番号」

- ・ 個人の方は、住民票の現住所を記載してください。
- ・ 法人の方は、登記上の本店所在地を記載してください。
- ・ 必ず電話番号を記載してください。

(2) 「氏名又は名称及び代表者氏名」

- ・ 個人の方は、屋号ではなく氏名を記載してください。
- ・ 法人の方は、支店名ではなく登記上の法人名（本店名）を記載してください。

(3) 「 相続人等」

被災自動車等の使用者の相続人等が免税を受けようとする場合には、「」の中に「レ」印を付してください。

- ・ 個人の方は、届出書に以下の書類を添付してください。
 - ① 「戸籍謄本」
 - ② 「住民票の写し」（世帯全員分の記載のあるもの）
 - ③ 被災自動車等の使用者と同居していなかった相続人の方は、「送金状況の分かる書類（通帳の写しなど）」も添付してください。
- ・ 法人の方は、届出書に合併又は分割が行われたことを証明する書類を添付してください。

2 「現在の連絡先」

申請内容についてお問い合わせをすることがありますので、日中、確実に連絡の取れる電話番号（携帯電話など）を必ず記載してください。

3 免税を受けようとする自動車の情報

(1) 「台数（A）」

この届出により免税を受けようとする自動車（二輪車を含み、以下「自動車」といいます。）の台数を記載してください。

なお、免税を受けられる自動車の台数は、使用していた被災自動車等の台数から、既に免税を受けた自動車の台数を差し引いた台数が上限となります。

(2) 「所有者の氏名又は名称」

免税を受けようとする自動車の所有者の氏名又は名称を記載します。

- ・ 個人の方は、屋号ではなく氏名を記載してください。
- ・ 法人の方は、支店名ではなく登記上の法人名（本店名）を記載してください。

(3) 「使用者の氏名又は名称」

免税を受けようとする自動車の使用者の氏名又は名称を記載します。

- ・ 個人の方は、屋号ではなく氏名を記載してください。
- ・ 法人の方は、支店名ではなく登記上の法人名（本店名）を記載してください。

(4) 「車台番号」

免税を受けようとする自動車の車台番号を記載してください。

4 使用していた被災自動車等の情報

(1) 「台数」

使用していた被災自動車等の台数を記載してください。

この欄に記載した台数以上に被災自動車等がある場合は、「次葉」を記載してください。

(2) 「被災自動車等の使用者の氏名又は名称」

使用していた被災自動車等の使用者の氏名又は名称を記載します。

- ・ 個人の方は、屋号ではなく氏名を記載してください。
- ・ 法人の方は、支店名ではなく登記上の法人名（本店名）を記載してください。

(3) 「自動車登録番号（登録自動車）」

使用していた被災自動車（軽自動車以外の自動車（二輪の小型自動車を含みます。））のナンバープレートの情報を正確に記載してください。

(4) 「車両番号（軽自動車）」

使用していた被災自動車（軽自動車）又は被災届出軽自動車（二輪の軽自動車を含みます。）のナンバープレートの情報を正確に記載してください。

(5) 「車台番号」

使用していた被災自動車等の車台番号を正確に記載してください。

「被災自動車等の買換えに係る自動車重量税免税届出書（東日本大震災用）次葉」記載要領

1 使用していた被災自動車等の情報

(1) 「使用者の氏名又は名称」

使用していた被災自動車等の使用者の氏名又は名称を記載してください。

- ・ 個人の方は、屋号ではなく氏名を記載してください。
- ・ 法人の方は、支店名ではなく登記上の法人名（本店名）を記載してください。

(2) 「被災自動車等の台数（①）」

届出書の「使用していた被災自動車等の情報」の「台数」欄に記載した台数も含めて、使用していた被災自動車等全ての合計台数を記載してください。

(3) 登録自動車

イ 「自動車登録番号」

使用していた被災自動車（軽自動車以外の自動車（二輪の小型自動車を含みます。））のそれぞれのナンバープレートの情報を正確に記載してください。

ロ 「車台番号」

上記イ「自動車登録番号」欄に記載した自動車について、該当する自動車の右の「車台番号」欄にそれぞれの車台番号を記載してください。

(4) 軽自動車

イ 「車両番号」

使用していた被災自動車（軽自動車）又は被災届出軽自動車（二輪の軽自動車を含みます。）のそれぞれのナンバープレートの情報を正確に記載してください。

ロ 「車台番号」

上記イ「車両番号」欄に記載した自動車について、該当する自動車の右の「車台番号」欄にそれぞれの車台番号を記載してください。

2 既に特例を受けて自動車重量税の免税を受けた自動車の情報

(1) 「免税を受けた自動車の台数（②）」

「使用していた被災自動車等の情報」欄に記載した被災自動車等のうち、既に自動車重量税の免税を受けた自動車（二輪車を含みます。）がある場合には、その免税を受けた自動車の合計台数を記載してください。

(2) 登録自動車

イ 「自動車登録番号」

既に自動車重量税の免税を受けた軽自動車以外の自動車（二輪の小型自動車を含みます。）のそれぞれのナンバープレートの情報を正確に記載してください。

ロ 「車台番号」

上記イ「自動車登録番号」欄に記載した自動車について、該当する自動車の右の「車台番号」欄にそれぞれの車台番号を記載してください。

(3) 軽自動車

イ 「車両番号」

既に自動車重量税の免税を受けた軽自動車（二輪の軽自動車を含みます。）のそれぞれのナンバープレートの情報を正確に記載してください。

ロ 「車台番号」

上記イ「車両番号」欄に記載した自動車について、該当する自動車の右の「車台番号」欄にそれぞれの車台番号を記載してください。

3 免税を受けられる自動車の台数（B）

上記1(2)「被災自動車等の台数（①）」欄の台数から、上記2(1)「免税を受けた自動車の台数（②）」欄の台数を差し引いた自動車の台数を記載してください。

この台数が、この届出により免税を受けることができる自動車の台数の上限となりますので、届出書「A」欄の台数が、この「B」欄の台数を超えることはできません。

平成 年 月 日

住 所 _____

フリガナ
氏 名 _____ 印

申 立 書

下記の被災自動車の使用者と生計を一にしていた相続人であることを申し立てます。

記

1 被災自動車の使用者

氏名又は名称	
住 所	

※ 添付書類を提出できないことの理由を記載してください。

--

生計を一にしていた相続人に係るチェック表

(被災自動車の買換えに係る自動車重量税免税届出書用)

被災自動車の使用者の相続人が自動車重量税の免税を受けようとする場合は、次の項目について確認してください。

※ () 内には「○」を記入します。

1. 相続人は、所得税の確定申告又は年末調整において、被災自動車の使用者と配偶者控除や扶養控除の対象となる関係にありましたか。

はい () ⇒ 次の書類を必ず添付

① 戸籍謄本

② 住民票写し (世帯全員分の記載があるもの)

上記以外 () ⇒ 「2」にすすんでください。

2. 相続人は、被災自動車の使用者と同居していましたか。

はい () ⇒ 「3」にすすんでください。

いいえ () ⇒ 「4」にすすんでください。

3. 相続人は、被災自動車の使用者と日常生活の資を共通にしていましたか。

はい () ⇒ 次の書類を必ず添付

① 戸籍謄本

② 住民票写し (世帯全員分の記載があるもの)

いいえ () ⇒ 免税の対象となりません。

4. 相続人と被災自動車の使用者とは、①余暇には常に一緒に生活又は②常に生活費、学資金、療養費等を送金する関係にありましたか。

はい () ⇒ 次の書類を必ず添付

① 戸籍謄本

② 住民票写し (世帯全員分の記載があるもの)

③ 送金状況の分かる書類 (通帳の写しなど)

※ ③はその他の書類でも差し支えありません。

いいえ () ⇒ 免税の対象となりません。

(注意事項)

書類を添付できないことに相当の理由があり上記事実を書面で確認できない場合は、相続人からの申立書を添付してください。

平成 年 月 日

住所 _____

氏名（署名） _____

確 認 書

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律等の施行により、被災した軽自動車（被けん引車を含む。）に代えて取得する軽自動車等に係る自動車重量税の免税措置が講じられることとなったことから、既に自動車検査証（軽自動車届出済証）の返納届出を行っている下記車両について被災車両の申立を行うこととしたところです。

当該車両については、東日本大震災を原因として滅失等したものであるとして被災車両としての申立を行っているものであり、当該車両を再使用することができないことについて確認いたします。

（被災した軽自動車として申立した車両）

車両番号（ナンバープレート番号）	車台番号

※既に交付を受けている自動車検査証返納証明書を返却等できない場合は、その理由を以下に記載。

（自動車検査証返納証明書を返却等することができない理由）

--

平成 年 月 日

住所 _____

氏名（署名） _____

確 認 書

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律等の施行により、被災した二輪車等に対する自動車重量税の還付及び被災した二輪車等に代えて取得する自動車に係る自動車重量税の免税措置が講じられることとなったことから、既に自動車検査証（軽自動車届出済証）の返納届出を行っている下記車両について被災車両の申立を行うこととしたところです。

当該車両については、東日本大震災を原因として滅失等したものであるとして被災車両としての申立を行っているものであり、当該車両を再使用することができないことについて確認いたします。

（被災した二輪車等として申立した車両）

車両番号（ナンバープレート番号）	車台番号

※小型の二輪自動車について、既に交付を受けている自動車検査証返納証明書を返却等できない場合は、その理由を以下に記載。

（自動車検査証返納証明書を返却等することができない理由）

--